

みんなで築こう人権の世紀 〜考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心〜

人間は、だれでも等しく「幸福な生活を送る権利」を持っていません。これが人権といわれるもので、人間が人間らしく生きるためになくてはならない権利です。

法務省と全国人権擁護委員連合会は、この大切な権利を守るために努力しています。

特に、毎年12月4日から10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めることを目的として、市町村や関係機関の協力を得て、全国で講演会・座談会・映画会・特設人権相談所(または法務総合相談所)の開設など、各種の行事を行っています。

また「人権週間」には、その時々重要な人権問題を強調事項として取り上げ、解決に努めてきました。64回目に当たる今年の強調事項は次のとおりです。

- 女性の人権を守ろう
 - 子どもの人権を守ろう
 - 高齢者を大切にすることを育てよう
 - 障害のある人の自立と社会参加を進めよう
 - 部落差別をなくそう
 - アイヌの人々に対する理解を深めよう
 - 外国人の人権を尊重しよう
 - HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
 - 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
 - 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
 - インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
 - 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
 - ホームレスに対する偏見をなくそう
 - 性的指向を理由とする差別をなくそう
 - 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 別をなくそう
- 人身取引をなくそう
 - 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう
- この機会に、人権についても一度考えてみてください。
- あなたの人権は守られていますか。他人の人権を侵していませんか。
- みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じること、困りごとや心配ごと、また、子どものいじめ問題での悩みごとなどがありましたら、千葉地方法務局佐倉支局(☎043-484-8411)や市の人権擁護委員へ、遠慮なくご相談ください。
- 相談は無料で、秘密は固く守られます。
- また、左記までお問い合わせいただければ、お近くの人権擁護委員をご紹介します。
- ☎市民課戸籍班(☎内線232・233)。

特設人権相談所を開設

千葉地方法務局佐倉支局と佐倉人権擁護委員協議会では、人権週間にちなみ、特設人権相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

時 12月4日(火)～10日(月)。土、日を除く。午前10時～午後4時。

場 千葉地方法務局佐倉支局(佐倉市表町1-20-11)。

●相談内容…いじめ、親子・夫婦・扶養・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど。

●相談員…人権擁護委員・法務局職員。

※くわしくは、下記へ。

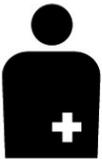
☎千葉地方法務局佐倉支局(☎043-484-1222)。

市で毎月行っている「人権相談」については、本紙15ページで紹介しています



◎障がい者に関するマーク◎

オストメイトマーク



人工肛門(こうもん)・人工膀胱を造設している人。オストメイトのための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。
日本オストミー協会(☎http://www.joa-net.org)。

障害者のための国際シンボルマーク



障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。
※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。
日本障害者リハビリテーション協会(☎http://www.jsrpd.jp/)。

身体内部に障害がある人



このマークを着用している方を見かけた場合、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。
NPOハートプラスの会(☎http://www.normanet.ne.jp/~h-plus)。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬の事を言います。
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室(☎http://www.whlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/)。

盲人のための国際シンボルマーク



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。
日本盲人福祉会(☎http://homepage2.nifty.com/welblind/)。

耳マーク



耳が聞こえないことを表す、国内で使用されているマークです。このマークを提示された場合には、相手が「聞こえない」事を理解し、コミュニケーションの方法への配慮について、ご協力をお願いいたします。
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会(☎http://www.zennancho.or.jp/)。

ご存じですか 障がい者に関するマーク

身体障がいは、視覚、聴覚、手や足などの肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・肝臓など体の内部の障がいなどさまざまです。

外見からは分からない障がいもあり、職場や学校などで弊害や誤解を受けることがあります。

さまざまな障がいを視覚的に示すため、障がい者に関するマークがあります(左図参照)。

障がい者に関するマークを覚えて、障がいを理解する第一歩を踏み出しましょう。

☎社会福祉課障害福祉班(☎内線268)。

シリーズ・心の道標①

「心の言葉を聴くということ」とは？

☎社会福祉課障害福祉班(☎内線268)

今回は「傾聴」をテーマに選びました。話し手に関心を寄せ、感情に寄り添い、話し手の感情に共鳴し、話し手が伝えたいことを一生懸命に、ただただ聴くことが傾聴であると、わたしは学生時代に指導教員から指導を受けました。聴という漢字は耳・目・心からできていて、耳・目・心から一生懸命に聴くことはとても大切なことであると、わたしは思っています。

「相手の話を聞いているとき、次のように思ったことはありませんか？」という題目で宗像恒次教授(筑波大学大学院)は聴き手の心理状態を紹介されています。

- ①これは、こういうはずだと、思い込みをしてしまう。
- ②説教したくなってくる。
- ③説得したいと思う。
- ④自分の意見を言いたい。
- ⑤自分の考えを押し付けたくなる。
- ⑥先読みをしてしまう。
- ⑦自分の興味関心だけで聞きたくなる。
- ⑧評価したい。
- ⑨自分の都合のいいように整理したい。
- ⑩常識的に考えてしまう。
- ⑪あの人と同じだと思ってしまう。

みなさんは、いかがでしょうか。

自分の中にこれらを見つけたら、意識的に脇におかなければなりません。相手の気持ちや思い、考えに集中し「相手は何を言っているのだろう」「何を伝えたいのだろう」と相手の気持ちをそのまま受け入れようとする姿勢(受容)が大事であると、宗像教授は解説されています。

わたしはさまざまな場面で、偏ったものの見方(偏見)や思い込み(先入観)、自分の経験から知ったこと(体験知)に注意して、お話を傾聴させていただいています。そして、話し手に巻き込まれない、話し手を背負い込まない、話し手には問題を解決して、それを乗り越える力があることを信じて、ご相談に correspond させていただいています。話し手の気持ちが落ち着き、心の平穏を取り戻され、孤独感や不安が軽減して安心感につながるような心の健康に、傾聴は有効な技法であるとわたしは考えています。

著：成田地域生活支援センター 尾内保之氏(精神保健福祉士)